

第18期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

ベルサール六本木
グランドコンファレンスセンター
ROOM H+I
東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
東京メトロ六本木一丁目駅直結

※ご来場の際は裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参考下さい。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件





平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第18期定時株主総会を2025年6月24日
(火曜日)に開催いたしますので、ここに招集の
ご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長

円山 浩昭

株主各位

証券コード：7163
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日 2025年5月29日)
東京都港区六本木三丁目2番1号

住信SBIネット銀行株式会社

代表取締役社長 円山法昭

第18期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとつておらず、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社コーポレートサイト】<https://www.netbk.co.jp/contents/company/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト】<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名（住信SBIネット銀行）または証券コード（7163）を入力・検索し、「基本情報」、「総覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月23日（月曜日）午後5時**までに議決権行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 開催の日時	2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 開催の場所	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階 ベルサール六本木 グランドコンファレンスセンター ROOM H+I
3 目的事項	報告事項 1. 第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件
	以上



スマートフォンやタブレット端末から左記の「QRコード」を読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

●当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

■ 議決権行使についてのご案内

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会に ご出席される場合	書面（郵送）で議決権を 行使される場合	インターネットで議決権を 行使される場合
議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。 日時	議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。 行使期限	次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。 行使期限

- （注）1. 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。
3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。
4. 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知下さい。

インターネットによる議決権行使、事前質問受付及びバーチャル株主総会のご案内

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使（スマート行使）

行使期限：2025年6月23日（月曜日）午後5時入力完了分まで

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

事前質問

**受付期間：2025年6月5日午前9時から
2025年6月16日午前9時受付分まで**

※いただきましたご質問は、本総会当日にご回答するか、本総会終了後に当社コーポレートサイトにご回答を掲載する予定です。なお、類似のご質問はおまとめしてご回答する他、すべてのご質問に対してご回答するものではありませんので、あらかじめご了承下さい。

バーチャル株主総会

**日時：2025年6月24日（火曜日）
午前10時から、「株主総会」終了まで**

（配信ウェブサイトは同日午前9時50分頃に開局予定です。）



左記QRコードは、PCで表示させたものでは読み取りが難しいため、お送りをいたしました「第18期 定時株主総会招集ご通知」の裏面の「バーチャル株主総会」の欄に記載のQRコードをご利用いただきますようお願い申し上げます。

※バーチャル株主総会では議決権を行使することができませんので、株主総会に出席されずに、ご視聴される株主の皆さまにおかれましては、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

※ご使用の機器やインターネットの通信環境によっては、ご視聴いただけない場合や映像・音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

※何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、当社コーポレートサイトにてお知らせいたします。

**三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル**
電話番号：0120-652-031
(フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

取締役選任議案及び監査役選任議案

取締役候補者9名及び監査役候補者3名は、次のとおりであります。▶詳細は、ウェブサイトをご参照ください。



候補者番号	取締役候補者氏名	就任年月	監査役候補者氏名	就任年月
1	再任 松本 安永	2024年6月1日	2	再任 円山 法昭
4	再任 岡澤 亮太	2024年6月1日	5	新任 岡本 雅之
7	再任 町田 行人	2024年6月1日	8	再任 武田 知久
	独立			社外
3	再任 横井 智一	2024年6月1日	6	再任 木村 紀義
9	再任 森山 保	2024年6月1日	1	新任 吉田 孝弘
	独立			2024年6月1日

候補者番号	監査役候補者氏名	就任年月
1	吉田 孝弘	2024年6月1日
2	日高真理子	2024年6月1日
3	岩下 直行	2024年6月1日

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めるとともに、株主の皆さんに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして認識しており、財務規律を維持しながら、利益と資本のバランスを踏まえて、安定的な株主還元を考慮した上で、配当を実施する方針です。

このような方針のもと、以下のとおり第18期の期末配当をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当て

当社普通株式1株につき金 **10円**

に関する事項及びその総額

総額 **1,507,796,960円**

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株
につき19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において本総会への議案上程を決定したものです。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、業務執行取締役4名、業務執行でない非常勤取締役1名、社外取締役4名（内3名は独立社外取締役）となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名					性別	現在の当社における地位・担当	在任年数
1 再任	まつ 松	もと 本	やす 安	なが 永		[男性]	代表取締役会長	1年
2 再任	まる 円	やま 山	のり 法	あき 昭		[男性]	代表取締役社長	11年2か月
3 再任	よこ 横	い 井	とも 智	かず 一		[男性]	取締役兼副社長執行役員 コーポレート本部長	15年11か月
4 再任	おか 岡	ざわ 澤	りょう 亮	た 太		[男性]	取締役兼常務執行役員 リスク統括本部長	1年
5 新任	おか 岡	もと 本	まさ 雅	ゆき 之	社外取締役	[男性]		—
6 再任	き 木	むら 村	のり 紀	よし 義		[男性]	取締役	1年
7 再任	まち 町	だ 田	ゆき 行	ひと 人	社外取締役 独立役員	[男性]	社外取締役	4年5か月
8 再任	たけ 武	だ 田	とも 知	ひさ 久	社外取締役 独立役員	[男性]	社外取締役	4年5か月
9 再任	もり 森	やま 山	たもつ 保		社外取締役 独立役員	[男性]	社外取締役	4年5か月

※在任年数は、本総会終結時までの年数です。



まつ もと やす なが
松本 安永 1965年5月18日生

再任
[男性]

取締役在任年数	1年（本総会終結時）
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 潜在的に所有する普通株式
取締役会への出席状況	21回／21回（100%）

**略歴、当社における
地位・担当及び
重要な兼職の状況**

1989年 4月	住友信託銀行株式会社 (現：三井住友信託銀行株式会社) 入社
2015年 4月	同社 本店営業第六部長
2017年10月	同社 法人企画部 主管
2018年 4月	同社 執行役員 本店営業第二部長
2019年 4月	同社 常務執行役員 企業金融部長 兼 ストラクチャードファイナンス部長
2019年10月	同社 常務執行役員 企業金融部長
2020年 4月	同社 常務執行役員
2024年 4月	当社 顧問
2024年 6月	当社 代表取締役会長（現任）

選任理由

同氏は、住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に入社以来35年にわたって銀行実務に関わり、同社の常務執行役員として経営に携わった豊富な経験と知見を有しております。2024年から当社代表取締役会長を務め、当社経営に必要な知見も有していることから、取締役として適任であると考えております。



まる やま のり あき
円山 法昭

1965年5月12日生

再任
[男性]

取締役在任年数 11年2か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 62,356株
	潜在的に所有する普通株式 0株

取締役会への出席状況 26回／26回（100%）

**略歴、当社における
地位・担当及び
重要な兼職の状況**

1989年 4月	株式会社東海銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 入社
2000年 2月	イー・ローン株式会社 (現：SBIホールディングス株式会社) 入社
2001年 4月	グッドローン株式会社 (現：SBIアルヒ株式会社) 取締役
2005年 3月	グッド住宅ローン株式会社 (現：SBIアルヒ株式会社) 代表取締役執行役員COO
2006年 6月	SBIホールディングス株式会社 取締役
2007年 6月	同社 取締役執行役員
2012年 4月	SBIモーゲージ株式会社 (現：SBIアルヒ株式会社) 代表取締役社長執行役員CEO兼COO
2013年 6月	SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員常務
2014年 3月	SBIモーゲージ株式会社 (現：SBIアルヒ株式会社) 代表取締役会長執行役員CEO
2014年 4月	当社 代表取締役社長 (現任)
2022年12月	株式会社テミクス・データ 取締役 (現任)
2023年12月	株式会社テミクス・グリーン 取締役 (現任)
2023年12月	株式会社マプリィ 社外取締役 (現任)
2024年12月	Green Carbon株式会社 取締役 (非常勤) (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社テミクス・データ 取締役
株式会社テミクス・グリーン 取締役
株式会社マプリィ 社外取締役
Green Carbon株式会社 取締役 (非常勤)

選任理由

同氏は、株式会社東海銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) に11年間勤務の後、日本初のローン比較サイトの立ち上げに参画し、その親会社の取締役として上場に貢献しました。2001年には日本初のモーゲージバンクを立ち上げ、日本のモーゲージバンク市場を創出し、社長として上場に貢献した後、2014年から当社代表取締役社長を務めています。銀行ビジネスの知見、経営者としての十分な経験を有しており、取締役として適任であると考えております。



よこ
い
とも
かず
横井 智一

1967年11月27日生

再任
[男性]

取締役在任年数 15年11か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数 現に所有する普通株式
潜在的に所有する普通株式

4,798株
0株

取締役会への出席状況 26回／26回（100%）

**略歴、当社における
地位・担当及び
重要な兼職の状況**

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1990年 4月 | 株式会社東海銀行
(現：株式会社三菱UFJ銀行) 入社 |
| 2005年 5月 | グッド住宅ローン株式会社
(現：SBIアルヒ株式会社) 入社 |
| 2007年 6月 | SBIモーゲージ株式会社
(現：SBIアルヒ株式会社) 取締役 |
| 2009年 6月 | SBIホールディングス株式会社 入社 |
| 2009年 6月 | 当社 出向 |
| 2009年 6月 | 当社 取締役兼執行役員 |
| 2021年 1月 | 当社 取締役兼常務執行役員コーポレート本部長 |
| 2024年 3月 | Dayta Consulting 株式会社 取締役（現任） |
| 2024年 4月 | 当社 取締役兼副社長執行役員コーポレート本部長（現任） |
| 2024年12月 | プロフィットキューブ株式会社 取締役 |
| 2025年 4月 | 株式会社NEOBANKテクノロジーズ 代表取締役社長（現任） |
| 2025年 4月 | プロフィットキューブ株式会社 代表取締役社長（現任） |

(重要な兼職の状況)

Dayta Consulting 株式会社 取締役
株式会社NEOBANKテクノロジーズ 代表取締役社長
プロフィットキューブ株式会社 代表取締役社長

選任理由

同氏は、株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）に15年間勤務のうえ、モーゲージバンクで経験を積んだ後、2009年から当社取締役を務めております。当社経営に必要となる十分な経験・知見を有しております、取締役として適任であると考えております。



おか ざわ りょう た
岡澤 亮太

1978年3月16日生

再任
[男性]

取締役在任年数 1年（本総会終結時）

所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 潜在的に所有する普通株式
------------	----------------------------

513株	0株
------	----

取締役会への出席状況 21回／21回（100%）

**略歴、当社における
地位・担当及び
重要な兼職の状況**

2000年 4月	住友信託銀行株式会社 (現：三井住友信託銀行株式会社) 入社
2022年 1月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 (現：三井住友トラストグループ株式会社) 総務部 統括主任調査役
2023年10月	当社 出向
2023年11月	当社 執行役員
2024年 4月	当社 常務執行役員
2024年 6月	当社 取締役兼常務執行役員リスク統括本部長（現任）

選任理由

同氏は、住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に入社し、2023年より当社に参画しております。23年にわたる銀行実務の経験、2024年から当社取締役としての経験を経ていることから、当社経営に必要となる十分な経験・知見を有しております。取締役として適任であると考えております。



おか もと まさ ゆき
岡本 雅之

1968年9月3日生

新任

社外取締役

[男性]

取締役在任年数

—
現に所有する普通株式
潜在的に所有する普通株式

0株
0株

取締役会への出席状況

—

**略歴、当社における
地位・担当及び
重要な兼職の状況**

- 1992年 4月 住友信託銀行株式会社
(現:三井住友信託銀行株式会社) 入社
2014年 1月 同社 経営企画部 統括主任調査役
2017年 4月 同社 二子玉川支店長
2019年 1月 同社 ライファードバイザリー部長
2021年 4月 同社 執行役員 個人企画部長
2023年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
(現:三井住友トラストグループ株式会社)
執行役常務
2023年 4月 カーディフ生命保険株式会社 監査役 (非常勤)
2023年 4月 株式会社日本カストディ銀行 監査役 (非常勤)
2024年 6月 同社 取締役監査等委員 (非常勤)
2025年 4月 三井住友信託銀行株式会社 常務執行役員 (現任)

(重要な兼職の状況)
三井住友信託銀行株式会社 常務執行役員

**選任理由及び
期待される役割の概要**

同氏は、1992年に住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に入社後、これまで経営企画やリテールビジネス等の幅広い分野の要職を歴任し、2025年より同社の常務執行役員を務めております。銀行ビジネスにおける幅広い経験・実績を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。

**社外取締役候補者が役員を兼務する他社での
法令又は定款違反等**

同氏は、2023年4月から株式会社日本カストディ銀行の監査役（2024年6月から取締役監査等委員（非常勤）、2025年3月退任）を務めておりましたが、同社において、2023年6月に同社元取締役による、複数の外部委託案件等における利益相反行為等の任務違背行為発生の事実がありました。同氏は、平素より取締役会等において、同社のガバナンスの強化や法令遵守及びコンプライアンス経営等の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実を認識後、2025年3月の退任まで、徹底した調査や真因の分析、再発防止策の策定を意見する等、その職責を適切に果たしておりました。



き むら のり よし
木村 紀義

1969年1月26日生

再任
[男性]

取締役在任年数 1年（本総会終結時）

所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 潜在的に所有する普通株式
------------	----------------------------

6,116株
0株

取締役会への出席状況 19回／19回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月	株式会社電通国際情報サービス（現：株式会社電通総研）入社
1998年11月	イー・トレード株式会社（現：SBIホールディングス株式会社）入社
2003年 6月	ソフトバンク・インベストメント株式会社（現：SBIホールディングス株式会社）システム開発部長
2006年 4月	株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社（現：当社）出向 取締役
2007年 9月	当社 常務取締役
2009年 5月	当社 取締役兼常務執行役員
2009年 6月	当社 常務執行役員
2009年 6月	SBIホールディングス株式会社 取締役
2010年 6月	当社 執行役員CTO
2015年 6月	当社 取締役兼執行役員CTO
2020年 6月	当社 取締役兼執行役員システム本部長
2021年 1月	当社 常務執行役員システム本部長
2021年 4月	ネットムーブ株式会社（現：株式会社USEN FinTech）代表取締役会長
2022年 6月	当社 常務執行役員業務・システム本部長
2022年 8月	ネットムーブ株式会社（現：株式会社USEN FinTech）取締役会長
2023年11月	SBIホールディングス株式会社 地銀価値向上推進室 テクニカル・アドバイザー（現任）
2024年 4月	当社 常務執行役員システム本部長
2024年 6月	当社取締役（現任）
2024年 6月	SBIホールディングス株式会社 専務執行役員グループCTO（現任）
2024年 7月	SBI地方創生バンキングシステム株式会社 CTO（現任）
2024年 9月	SBIネオバンキングシステム株式会社 代表取締役（現任）
2024年10月	株式会社ディーカレットホールディングス 取締役（現任）
2024年10月	株式会社ディーカレットDCP 取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

SBIホールディングス株式会社 地銀価値向上推進室 テクニカル・アドバイザー
 SBIホールディングス株式会社 専務執行役員グループCTO
 SBI地方創生バンキングシステム株式会社 CTO
 SBIネオバンキングシステム株式会社 代表取締役
 株式会社ディーカレットホールディングス 取締役
 株式会社ディーカレットDCP 取締役

選任理由

同氏は、複数社でシステム開発分野にかかる知見を得て、2006年に当社へ参画しました。当社参画後は、当社基幹システムの開発を指揮・統括する等、システム開発・運用部門における担当役員として長きにわたり活躍しました。同氏は当社経営に必要となる金融及びテクノロジーに関する分野の経験・知見を有しており、取締役として適任であると考えております。



まち だ ゆき ひと
町田 行人

1971年8月29日生

再任
社外取締役
独立役員

[男性]

取締役在任年数

4年5か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数

現に所有する普通株式
潜在的に所有する普通株式

0株
0株

取締役会への出席状況

26回／26回（100%）

略歴、当社における
地位・担当及び
重要な兼職の状況

1998年 3月	司法修習終了（第50期）
1998年 4月	弁護士登録（東京弁護士会）
1998年 4月	東京シティ法律税務事務所 (現:シティユーワ法律事務所) 入所
1999年 4月	西村あさひ法律事務所 (現:西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) 入所
2003年 9月	University of Southern California Gould School of Law (LL.M.) 留学
2004年 9月	ルバフ・ラム・グリーン・アンド・マクレー法律事務所 出向
2005年 8月	ニューヨーク州弁護士登録
2005年10月	金融庁総務企画局企業開示課 出向
2020年 1月	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所（現任）
2021年 1月	当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

選任理由及び
期待される役割の概要

同氏は、金融関連法を専門とする弁護士（国内・ニューヨーク）で、金融庁への出向経験を有しています。企業法務を中心とした適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。法律専門家としての幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。



たけ　だ　とも　ひさ
武田 知久

1957年11月8日生

再任
社外取締役
独立役員
[男性]

取締役在任年数 4年5か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数 現に所有する普通株式
潜在的に所有する普通株式

0株
0株

取締役会への出席状況 26回／26回（100%）

**略歴、当社における
地位・担当及び
重要な兼職の状況**

1981年 4月	日本銀行 入行
2003年 4月	同行 高松支店長
2005年 4月	同行 政策委員会室 参事役
2006年 4月	同行 政策委員会室 審議役（組織運営調整）
2010年 7月	同行 システム情報局長
2013年 4月	同行 理事
2018年11月	弁護士登録（第一東京弁護士会入会） 武田知久法律事務所 所長（現任）
2021年 1月	当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
武田知久法律事務所 弁護士

**選任理由及び
期待される役割の概要**

同氏は、日本銀行入行後、政策委員会室 審議役（組織運営調整）、システム情報局長を経て、同行理事を歴任し、弁護士の資格も有しています。システムの開発・運行や経営計画の策定、予算・決算、人事など内部管理の豊富な経験や知見等を有することから、当社のIT・システム領域を中心とした業務執行全般に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。金融行政等にかかる豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。



もり やま
森山 たもつ
保

1973年3月24日生

再任
社外取締役
独立役員

[男性]

取締役在任年数 4年5か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数 現に所有する普通株式
潜在的に所有する普通株式

0株
0株

取締役会への出席状況 26回／26回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1994年10月	太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
2001年1月	スターンスチュワート 入社
2002年1月	野村企業情報株式会社（現：野村證券株式会社）入社
2007年1月	フロンティア・マネジメント株式会社 入社
2013年4月	マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社 設立 代表取締役社長（現任）
2015年8月	株式会社プロポライフ（現：株式会社LogProstyle）社外取締役（現任）
2021年1月	当社 社外取締役（現任）
2025年3月	一般社団法人M&Aファイナンシャルアドバイザー協会 代表理事（現任）

（重要な兼職の状況）

マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社 代表取締役社長
株式会社LogProstyle 社外取締役
一般社団法人M&Aファイナンシャルアドバイザー協会 代表理事

選任理由及び期待される役割の概要

同氏はM&Aアドバイザーとして豊富な経験・実績を有する企業の代表取締役を務めています。企業経営に加えて、公認会計士（日本・米国）として豊富な経験・見識を有し、金融機関における企業再編への関与実績もあり、当社の中長期戦略やグループ経営方針等に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。企業経営者及び金融機関経営にかかる豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 岡本雅之氏、町田行人氏、武田知久氏及び森山保氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、木村紀義氏、町田行人氏、武田知久氏及び森山保氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、岡本雅之氏が取締役に就任した場合は、木村紀義氏、町田行人氏、武田知久氏及び森山保氏が再任された場合と同じ内容で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
 4. 町田行人氏、武田知久氏及び森山保氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
 5. 当社は当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。松本安永氏、円山法昭氏、横井智一氏、岡澤亮太氏、木村紀義氏、町田行人氏、武田知久氏及び森山保氏は、現在当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、各氏が再任された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、岡本雅之氏が取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
 6. 横井智一氏は、2025年6月24日付で株式会社NEOBANKテクノロジーズ 代表取締役社長を退任し、取締役に就任する予定です。また、同氏は2025年6月24日付でプロフィットキューブ株式会社 代表取締役社長を退任し、取締役に就任する予定です。

(ご参考) 取締役候補者指名手続き及び社外取締役選任基準、独立性判断基準

取締役候補者 指名手続き

取締役候補者の指名に当たっては、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会において協議し、審議プロセスの高い透明性と客観性を確保します。

社外取締役 選任基準

会社経営やFinTechに関する見識、弁護士・会計士等の専門分野での経験・見識、金融機関のリスク管理や金融行政に関する経験・見識等を選任要件に設定し、人物や資質について考慮のうえ候補者としています。
また、独立社外取締役の候補者の指名に当たっては、当社が定めた社外役員にかかる独立性判断基準に基づき、当社からの独立性を有し、株主と利益相反が生じるおそれがない者を候補者とします。

独立性 判断基準

1. 以下のいずれの要件にも該当しない場合、当該候補者は十分な独立性を有するものと判定する。
 - A) 現在又は就任の前10年間、当社、当社の子会社及び関連会社、当社のその他の関係会社、当該その他の関係会社の子会社、当社のその他の関係会社の親会社、又は当該親会社の子会社の役員（注1）又は業務執行者（注2）でないこと
 - B) 現在又は就任の前3年間、当社の主要株主（注3）でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
 - C) 現在又は就任の前3年間、当社又は当社の子会社を主要な取引先（注4）とする者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
 - D) 現在又は就任の前3年間、当社又は当社の子会社の主要な取引先でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
 - E) 現在又は就任の前の3年間、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭（注5）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者をいう）でないこと
 - F) 現在、当社又は当社の子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等でないこと、又は就任の前3事業年度において当該社員等として当社又は当社の子会社の監査業務に従事した者でないこと
 - G) 現在又は就任の前3年間、当社又は当社の子会社から多額の寄付（注6）を受けている者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
 - H) 上記A～Gの者（重要（注7）でない者を除く）の近親者（配偶者又は、2親等内の親族又は同居の親族）でないこと
2. 上記のいずれかの要件に該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしく利益相反が生じるおそれがないと当社が考える者については、その理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができます。
(注)
 1. 取締役（独立社外取締役を除く）及び監査役（独立社外監査役を除く）
 2. 業務執行取締役、執行役、執行役員、若しくは支配人その他の使用人
 3. 総議決権の10%以上を保有する株主
 4. 過去3事業年度における当該取引先との取引において、当社及び当社の子会社の支払額が当該取引先の連結総売上高の2%以上であること、又は当社及び当社の子会社の受取額が当社の経常収益の2%以上であること
 5. 対象者が個人の場合は、当社及び当社の子会社から收受する金銭が年間1,000万円以上であること、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の2%以上を占めること
 6. 寄付先が個人の場合は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上であること。法人の場合は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上又は寄付先の連結売上高若しくは総収入の2%以上のいずれか大きい額以上であること
 7. 法人・組合等の団体である場合、その役員・部長クラスの者、組合・学校等においては、理事相当職であること

(ご参考) 取締役候補者に当社が特に期待する分野（最大4つ）

氏名・現在の地位/分野	会社経営	金融	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	財務会計	テクノロジー	イノベーション
 松本安永 代表取締役会長	●	●	●	●		
 円山法昭 代表取締役社長	●	●			●	●
 横井智一 取締役兼 副社長執行役員		●	●	●		
 岡澤亮太 取締役兼 常務執行役員		●	●			
 岡本雅之	●	●	●			
 木村紀義 取締役		●			●	
 町田行人 独立社外取締役		●	●			
 武田知久 独立社外取締役		●	●		●	
 森山保 独立社外取締役	●	●		●		

※上記は取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役藤田俊晴氏、日高真理子氏及び岩下直行氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものです。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1



よし だ たか ひろ
吉田 孝弘

1961年9月2日生

新任

社外監査役

[男性]

監査役在任年数

—

所有する当社の株式数

現に所有する普通株式
潜在的に所有する普通株式

0株
0株

監査役会への出席状況

—

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1985年 4月	株式会社第一勧業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入社
2002年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現：株式会社みずほ銀行）トレーディング部参事役
2005年 4月	株式会社みずほ銀行 総合資金部次長
2012年 8月	株式会社新生銀行（現：株式会社SBI新生銀行）入社 ALM部長
2014年10月	同社 トレジャリー本部長 兼 ALM部長
2016年 4月	同社 執行役員トレジャリー部長
2017年 4月	同社 シニアオフィサー グループ企画財務 兼 グループトレジャリー部GM 兼 執行役員トレジャリー部長
2017年11月	同社 シニアオフィサー グループ企画財務 兼 グループトレジャリー部GM
2020年 4月	同社 シニアオフィサー グループ企画財務
2022年 4月	同社 執行役員 グループトレジャリー担当
2023年 4月	同社 エグゼクティブラボバイザー
2023年 6月	SBIホールディングス株式会社 常勤監査役（現任）
2023年 6月	株式会社SBI証券 監査役（現任）
2023年 6月	SBIファイナンシャルサービスーズ株式会社 監査役（現任）

(重要な兼職の状況)

SBIホールディングス株式会社 常勤監査役
株式会社SBI証券 監査役
SBIファイナンシャルサービスーズ株式会社 監査役

選任理由

同氏は、株式会社みずほ銀行、株式会社SBI新生銀行において、企画財務、グループトレジャリー等の幅広い分野の要職を歴任し、豊富な実務経験と高い倫理観を有しております。各種銀行ビジネスにおける幅広い経験や実績を持つ同氏は、多様な視点から適正な監査を行う監査役として適任と判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。



ひだかまりこ
日高 真理子

1961年5月4日生

再任
社外監査役
独立役員
[女性]

監査役在任年数 4年5か月 (本総会終結時)

所有する当社の株式数	現に所有する普通株式	0株
	潜在的に所有する普通株式	0株

監査役会への出席状況 13回／13回 (100%)

略歴、当社における
地位及び重要な兼職の
状況

1984年 4月	監査法人中央会計事務所 入所
1987年 4月	公認会計士登録
2000年 7月	中央監査法人 パートナー
2006年 7月	中央青山監査法人 シニアパートナー
2007年 8月	新日本監査法人(現：E Y新日本有限責任監査法人) シニアパートナー
2013年 7月	同社 法人第I事業部副事業部長
2015年 9月	同社 評議会評議員
2020年 6月	東ソー株式会社 社外取締役(現任)
2020年 8月	日高公認会計士事務所 所長 (現任)
2021年 1月	当社 社外監査役 (現任)
2021年 6月	極東貿易株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

(重要な兼職の状況)

日高公認会計士事務所 所長
東ソー株式会社 社外取締役
極東貿易株式会社 社外取締役 (監査等委員)

選任理由

同氏は、E Y新日本有限責任監査法人の元シニアパートナーで、会計、監査、企業経営支援等の豊富な経験と実績を有しています。また、監査法人で女性活躍推進の委員を務めるなどダイバーシティに関する豊富な知識や経験も有しています。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記のとおり、会計の視点に加え、多様な視点から適正な監査を行う監査役として適任と判断し、引き続き、社外監査役として選任をお願いするものです。



いわ した なお ゆき
岩下 直行

1962年3月28日生

再任
社外監査役
独立役員
[男性]

監査役在任年数 4年5か月 (本総会終結時)

所有する当社の株式数 現に所有する普通株式 0株
潜在的に所有する普通株式 0株

監査役会への出席状況 13回／13回 (100%)

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1984年 4月 日本銀行入行
2009年 5月 同行 下関支店長
2011年 7月 株式会社日立製作所 スマート情報システム統括本部担当本部長
2013年 7月 日本銀行 決済機構局参事役
2014年 5月 同行 金融機構局審議役・金融高度化センター長
2016年 4月 同行 決済機構局審議役・FinTechセンター長
2017年 4月 京都大学公共政策大学院 教授 (現任)
2017年 6月 金融庁 参与 (現任)
2019年 1月 金融庁金融審議会 委員 (現任)
2021年 1月 当社 社外監査役 (現任)
2023年 4月 株式会社いよぎんホールディングス アドバイザリーボード・メンバー／顧問 (現任)
2024年 6月 ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役 (非常勤) (現任)

(重要な兼職の状況)

京都大学公共政策大学院 教授
金融庁 参与
金融庁金融審議会 委員
株式会社いよぎんホールディングス アドバイザリーボード・メンバー／顧問
ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役 (非常勤)

選任理由

同氏は、日本銀行で長年、金融情報技術を研究し、金融業界のFinTech推進を主導するなど、金融とテクノロジー両面の経験・見識を有しています。現在は学識経験者として、金融庁・金融審議会等の委員を兼務するなど、最先端FinTech領域の監査を担う適任者と判断し、引き続き、社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 吉田孝弘氏、日高真理子氏及び岩下直行氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、日高真理子氏及び岩下直行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、吉田孝弘氏が監査役に就任した場合は、日高真理子氏及び岩下直行氏が再任された場合と同じ内容で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
 4. 日高真理子氏及び岩下直行氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 5. 当社は当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。日高真理子氏及び岩下直行氏は現在当社の監査役であり、当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、各氏が再任された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、吉田孝弘氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
 6. 吉田孝弘氏は、現在SBIホールディングス株式会社の常勤監査役でありますが、2025年6月23日付で同社の常勤監査役を辞任し、同社の非常勤の監査役となる予定であります。また、2025年6月27日付で同社の非常勤の監査役を辞任する予定であります。また、同氏は、株式会社SBI証券の非常勤の監査役であります。2025年6月26日付で同社の非常勤の監査役を辞任する予定であります。
 7. 吉田孝弘氏は、2023年3月31日まで当社の主要な取引先である株式会社SBI新生銀行の執行役員であります。また、同氏は、当社の主要な取引先である株式会社SBI証券の非常勤の監査役であります。

以上

第18期 事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

《企業集団の主要な事業内容》

当社グループは、当社、連結子会社7社及び持分法適用関連会社2社で構成され、「デジタルバンク事業」、「BaaS (Banking as a Service) 事業」、「THEMIX事業」の3つのセグメントで事業を展開しております。

デジタルバンク事業：主にモバイルアプリやインターネットをチャネルとした預金業務・貸出業務等の銀行業務、デビットカード業務等の金融サービスを提供しております。このセグメントに関連する関係会社は、株式会社優良住宅ローンです。

BaaS事業
：提携先の企業に銀行機能を提供する事業として「NEOBANK®」サービスの提供に取組んでいます。当社が取組む「NEOBANK®」サービスとは、提携先の顧客が提携先のサービスをご利用になる際に、それに付随する銀行サービスを当社が提供することにより、顧客がスムーズで快適にサービスを利用できる仕組みを提携先と協同で構築するものです。提携先は、当社が提供する銀行機能を活用することにより、銀行事業を展開することができるようになる一方で、提携先のお客様は、デジタルバンク事業と同様の商品・サービスを利用できるようになります。このセグメントに関連する関係会社は、Daytac Consulting株式会社、株式会社NEOBANKサービス、株式会社NEOBANKテクノロジーズ、プロフィットキューブ株式会社、JALペイメント・ポート株式会社です。

THEMIX事業
：お客さまご自身から利用同意を受けたデータを活用したデータマーケティングや広告等のビジネス（金融データプラットフォームビジネス）、林業・林政DX（DXプラットフォームビジネス）及びカーボンクレジットに係る支援ビジネス（カーボンクレジットプラットフォームビジネス）などの非金融業務を営んでおります。このセグメントに関連する関係会社は、株式会社テミクス・データ、株式会社テミクス・グリーン、株式会社マプリィです。

デジタルバンク事業では、モバイルアプリやインターネット経由でお客さまに商品・サービスを提供するほか、住宅ローンについては、子会社のほか提携業者や銀行代理業者といった外部の事業者を経由して提供し、BaaS事業では、銀行代理業者を中心とした提携先を経由して、お客さまにフルキャッシングサービスを提供しております。また、THEMIX事業では、子会社・関連会社を中心にお客さまご自身から利用同意を受けたデータを活用したデータマーケティングや広告等のビジネス、林業・林政DX、カーボンクレジットに係る支援ビジネスなどの非金融業務を行っております。上記における銀行代理業者を中心とした提携先を経由したお客さまとの取引による収益は、提携先と当社で配分しております。

（注）BaaS事業とは、銀行が手掛ける預金、貸出、決済等の金融機能を提携先に提供するものです。

《金融経済環境》

日本では、2023年のインターネット利用率（個人）が86.2%、スマートフォンによるインターネット利用率が72.9%となり（総務省：令和6年版情報通信白書）、インターネットの利用拡大や通信機器の普及・発展等を通じたデジタル化が大きく進展してきています。インターネット専業銀行である当社を中心とする当社グループを取り巻く事業環境は、スマートフォンをはじめとする身近なデジタルデバイスの普及、人口減少、社会課題の解決に向けた意識の高まり、新型コロナウイルス感染症の流行を契機にした生活様式の変化の影響を受け、これまで以上のスピードで変化しています。

また、金融資本市場においては、2024年3月に日本銀行がマイナス金利政策の解除とイールドカーブコントロールの撤廃を決定、その後7月には政策金利を0.25%とする利上げ、2025年1月には政策金利を0.50%とする利上げを決定する等、大きな変化の局面を迎えてます。段階的な利上げ実施を受け、期末までに、無担保コールレート（翌日物）は0.47%台、長期金利は1.5%台までそれぞれ上昇する場面がありました。ドル円相場は、米国での早期利下げ観測の後退を背景に、2024年7月上旬にかけ160円台を上回る水準まで円安ドル高が進みました。その後は、日銀による利上げ継続が意識され、期末にかけ140円台まで円が上昇しました。日経平均株価は、円安の進行や米国株の上昇を受け、

2024年7月に一時4万2千円台まで上昇し、史上最高値を更新しました。その後は、円高や米国トランプ政権の通商政策への警戒感から、2025年3月には一時3万5千円台まで下落しました。

《企業集団を巡る事業の成果》

このような金融経済環境のもと、当連結会計年度における損益の状況につきましては、経常利益が381億円（前年同期比9.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が281億円（同13.2%増）となりました。これは、当社の主力商品である住宅ローンを始めとした貸出金利息の増加の他、国内外の市場金利上昇を背景とした有価証券利息の増加が経常利益増加に寄与したことに加え、子会社株式売却益が純利益増加に寄与したものです。

当連結会計年度における報告セグメントの状況につきまして、デジタルバンク事業については、住宅ローンの実行による貸出事務手数料やキャッシュレス化の進展による決済関連手数料といった役務取引等収益の増加や、国内外の市場金利上昇を背景とした資金利益の増加等が寄与し、業務粗利益が706億円（同7.9%増）、人件費や広告宣伝費、事務関連の業務委託費等の増加の結果として、経費等は369億円（同7.8%増）、経常利益は337億円（同7.9%増）となりました。BaaS事業については、銀行本体での口座数増加によるアカウント手数料増加や住宅ローン、資産形成ローンの実行による手数料増加等により、業務粗利益が127億円（同43.8%増）、継続的なシステム投資に加え「NEOBANK®」サービスに係る広告宣伝費等により経費等は79億円（同53.4%増）、経常利益は47億円（同30.1%増）となりました。THEMIX事業については、事業立ち上げ期のため費用支出が先行していることから、経常損失は2億円となりました。

なお、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益は186円54銭となりました。

当連結会計年度における資産負債の状況につきまして、総資産は前連結会計年度末比5,605億円増加し11兆2,369億円となりました。このうち、現金預け金につきましては同1,710億円減少し1兆4,945億円、貸出金につきましては住宅ローン等への積極的な取組みにより同7,033億円増加し8兆6,760億円、有価証券は同1,392億円増加し7,017億円となりました。一方、負債は同5,422億円増加し11兆670億円となりました。このうち預金につきましては、円貨預金を中心に同3,510億円増加し9兆8,141億円となりました。また、借用金は同2,000億円増加し1兆円となりました。純資産は親会社株主に帰属する当期純利益281億円を計上したことや、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の変動を要因として、同183億円増加し1,699億円となりました。

《企業集団を巡る事業の経過等》

当社グループは、2007年9月の営業開始以来、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルキャッシング」を基本的コンセプトとして、その実現に力を注いでまいりました。多くのお客さまからご支持をいただいた結果、当連結会計年度末日現在における口座数は825万件、預金総額は9兆8千億円台となりました。

当社の主力商品である住宅ローンでは、より多くのお客さまに当社商品を提供できるよう当連結会計年度も銀行代理業者による店舗網拡大を進めており、当連結会計年度を通じて多くの企業と新たな銀行代理業委託契約を締結しております。こうした取組みの結果、2024年11月には開業来の住宅ローン累計取扱額が12兆円を突破しました。BaaS事業においては、2024年5月にSansan株式会社の法人顧客向け銀行サービス「Bill One Bank」、同年6月に旭化成ホームズグループの顧客向け銀行サービス「ヘーベルNEOBANK」、同年7月にケイアイスター不動産グループの顧客向け銀行サービス「ゆたかバンク」、同年12月にSBI FXトレード株式会社の顧客向け銀行サービス「SBI FXトレードNEOBANK」、同年12月に中部電力ミライズ株式会社の顧客向け銀行サービス「カテエネBANK」、2025年2月に東宝ハウスグループの顧客向け銀行サービス「TOHO HOUSE NEOBANK」の提供を開始しております。引き続き、当社は様々な企業に対し、当社の金融インフラをBaaSとして提供し、より多くのお客さまに最先端のテクノロジーを活用した金融サービスの提供を推進してまいります。

THEMIX事業においては、お客さまご自身に利用同意をいただいたデータを活用したデータマーケティング・広告等のビジネス、林業・林政DX及びカーボンクレジットに係る支援ビジネス等の非金融業務を営んでおります。森林サプライチェーンにおけるDX化の実現を通じた、森林価値の極大化・環境負荷の低減や持続可能な社会の発展への貢献及びカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組みを進めています。既に複数の自治体・銀行等と協定を締結しており、林業・林政DX及びカーボンクレジットに係る支援業務のビジネスモデルを構築するとともに、森林由来以外のクレジット創出やカーボン・オフセット手法の確立等についても検討してまいります。

今後も引き続き、「住信SBIネット銀行のフィデューシャリー・デューティーに関する取組みについて」にも掲げている「お客さま中心主義」を事業活動の原点に、インターネットの利便性を最大限活用し魅力ある金融サービスの開発・改善を進めてまいります。

《対処すべき課題》

上記金融経済環境の変化に加え、当社の開業以降、インターネットを活用した金融取引の拡大、スマートフォンやタブレットの普及、近年では国内IT企業や地域金融機関によるインターネット専業銀行への参入、大手銀行やインターネット専業銀行によるBaaS事業への参入等、銀行業界を巡る事業環境や競争環境は大きく変化しております。当社は、「テクノロジーと公正の精神で、豊かさが循環する社会を創っていく」というコーポレートスローガンのもと、「お客さま中心主義」を事業活動の基本に置き、今後も、ステークホルダーの皆さまに選ばれる銀行であり続けるため、更なる利便性の向上・魅力的な商品の提供、安定した経営管理・組織運営を実現してまいります。

当社グループが、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

①新時代における革新的なビジネスモデルの創造

長らく続いたマイナス金利政策が終焉を迎える「金利がある世界」へと金融環境が大きく変貌する一方、近時は大手銀行のデジタルシフトの加速や、インターネット専業銀行間の競争激化等、従来の預金貸出金を中心とした利鞘確保による収益モデルでは、今後の利益成長を継続することが難しいと課題認識しております。そうした中、当社グループは、預金貸出金利運営の見直しに加え、BaaS事業やTHEMIX事業に限らず、革新的なビジネスモデルを構築していくことで、従来型の金融収益ではない、非金利収益を積み上げることにより、更なる利益成長を継続してまいります。

また、当社グループは、APIやクラウド等の先進的なIT技術の活用とお客さま中心主義を組み合わせることで、付加価値の高い商品提供を推進しております。当社グループは、新たな価値を創造することを目指し、テクノロジー活用のもと、効率性の追求を通じた経費率の改善を図り、収益力の高い事業ポートフォリオの構築を目指してまいります。当社グループは、高品質なユーザーインターフェース・ユーザーエクスペリエンス (UI/UX)、AWS (Amazon Web Services) のクラウド、APIや自社型AI及び生成AI等の先進的・効率的な技術を一早く取り入れ、スピーディに新たな価値を創造することに、引き続き取組んでまいります。

②安定した収益基盤・顧客基盤の確立

当社グループは、お客さまのライフステージに沿った商品提供やお客さまの利便性を追求した新サービスの投入により、メインバンク化を通じた顧客基盤・収益基盤の拡大を進め、より安定した経営基盤の確立を目指してまいります。

主力商品である住宅ローンでは、商品性の見直しや顧客サポート態勢の充実、販売チャネルの拡大、さらにはBaaS事業における住宅関連事業を展開する提携先との協業推進により、一層の残高積上げと収益力の向上に取組んでいるほか、優良な顧客基盤とAI審査モデル等の自社テクノロジーにより、当社の住宅ローンの2025年3月末の期待損失率^(注)は0.014%に留まっております。また、コンシューマーローンでは、不動産投資による資産形成を目的とするローン等の新たな商品提供、マーケティング施策の展開などによる顧客獲得、商品力の訴求等による残高積上げにより、収益力の強化を図ってまいります。その他、デビットカード等の決済ビジネスの拡充、FinTech領域における積極的な取組み等により、お客さまの利便性向上を図りつつ、安定した預金及び手数料収益の積上げに努めてまいります。

BaaS事業においては、開業以来の取組みで培ったノウハウを活用し、より多くの提携先やその顧客に金融サービスにおける新しい価値を創造すべく、「NEOBANK®」サービスの提供に取組んでまいります。「NEOBANK®」における企業との提携は、2020年4月にスタートした日本航空株式会社に始まり、2025年3月末現在で提携先数は22社となっております。

(注) 期待損失率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年3月27日金融庁告示第19号)に基づき算出された居住用不動産向けエクスポージャーのPD (Probability of Default) × LGD (Loss Given Default) により算出しております。

③経営管理態勢の強化

顧客基盤及び総資産の拡大、業務多様化、金利環境の変化やボラタイルな市場環境により、当社グループが抱える経営管理上のリスクも変化しております。今後の事業展開と合わせ、自律的に管理態勢高度化への対応を実施してまいります。

システム面では、お客さまのお役に立つ利便性の高いサービス提供を第一に、将来のビジネスモデル実現に相応しいシステムの構築を継続的に検討するとともに、開発リスクの極小化、障害の未然防止策・発生時の拡大防止策の高度化を進めてまいります。

リスク管理面では、当社グループの保有資産に即した金利リスク管理・流動性リスク管理態勢の強化、信用リスク管理の高度化を進め、バーゼルⅢ等各種規制対応と合わせ、リスク管理強化を図

ってまいります。また、口座不正利用や不正アクセスに対する対策にも継続的に取組んでまいります。

ガバナンス面では、コーポレートガバナンス・コードに即した全社ガバナンス態勢の高度化と円滑な運営、サステナビリティへの取組み強化を図ってまいります。また、サステナビリティへの取組みについては、2021年4月に策定した「サステナビリティ宣言」に基づき、事業活動全般を通じて社会的課題の解決に貢献する取組みを進めてまいります。

また、銀行代理業者の拡充に適したリスク管理態勢の構築と、金融機関に対する社会的な役割期待の高まりや近年のインターネット上の金融犯罪・サイバー攻撃等が増加傾向にあることを踏まえたセキュリティ対策の強化、顧客保護対策をより一層進めてまいります。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	83,527	98,052	118,572	146,521
経 常 利 益	23,265	29,390	34,846	38,189
親会社株主に帰属する当期純利益	17,113	19,932	24,845	28,127
包 括 利 益	11,706	16,254	21,143	21,029
純 資 産 額	145,392	131,691	151,608	169,921
総 資 産	8,534,021	8,679,004	10,676,416	11,236,958

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2023年1月18日付の臨時株主総会決議（会社法第319条第1項に基づく書面決議）により、同日を基準日、2023年1月20日を効力発生日として、利益剰余金を原資とする1株当たり198円95銭、配当金の総額30,000百万円の現金配当を実施しました。この結果、純資産が30,000百万円減少しております。

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	7,115,850	7,977,700	9,465,829	9,821,650
定 期 性 預 金	1,641,811	1,786,215	1,938,492	2,179,920
そ の 他	5,474,039	6,191,484	7,527,337	7,641,730
貸 出 金	5,409,936	6,606,594	7,978,762	8,676,084
個 人 向 け	4,757,344	5,664,193	7,108,063	8,480,108
中 小 企 業 向 け	43,429	36,086	15,346	1,774
そ の 他	609,162	906,313	855,352	194,202
有 価 証 券	813,670	568,626	571,806	708,218
国 債	385,929	149,840	180,887	307,448
そ の 他	427,741	418,786	390,919	400,770
総 資 産	8,533,737	8,677,604	10,674,141	11,238,716
内 国 為 替 取 扱 高	28,338,339	31,511,346	43,978,060	60,513,245
外 国 為 替 取 扱 高	158,064 百万ドル	285,435 百万ドル	301,660 百万ドル	431,646 百万ドル
経 常 利 益	22,346	29,035	33,605	38,199
当 期 純 利 益	16,680	19,890	23,784	27,714
1 株当たり当期純利益	110 61 円 銭	131 90 円 銭	157 74 円 銭	183 80 円 銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2021年12月10日付の取締役会決議により、2022年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。2021年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

3 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

	デジタルバンク事業	BaaS事業	THEMIX事業	合計
使 用 人 数	638名	136名	11名	785名

(注) 1. 使用人数は、取締役を兼務していない執行役員及び受入出向者を含み、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。

2. THEMIX事業の使用人は、全員、デジタルバンク事業又はBaaS事業との兼務者であります。記載に当たっては、関与が最も多い事業の使用人として記載しております。

□ 当社の使用人の状況

	当連結会計年度末
使 用 人 数	664名
平 均 年 齢	39歳3月
平 均 勤 続 年 数	4年11月
平 均 給 与 月 額	709千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数は、取締役を兼務していない執行役員及び受入出向者を含み、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。

3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、受入出向者、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。

4. 平均給与月額は、賞与及び時間外勤務手当等を含んでおります。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 当社

①営業所数

	当連結会計年度末
本 支 店	店 45 (うち出張所 2)

②当連結会計年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
ヘーベル支店	東京都港区六本木三丁目2番1号
ゆたかバンク支店	東京都港区六本木三丁目2番1号
中電力テエネ支店	東京都港区六本木三丁目2番1号
SBI FXトレード支店	東京都港区六本木三丁目2番1号
東宝ハウス支店	東京都港区六本木三丁目2番1号
FANY支店	東京都港区六本木三丁目2番1号
中野オフィス	東京都中野区中野二丁目24番11号

③銀行代理業者の一覧

氏 名 又 は 名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	銀行業
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	証券業
SBIマネープラザ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	金融商品仲介業
グッドモーゲージ株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	－
MXモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番24号	機械器具小売業
株式会社アイ・エフ・クリエイト	東京都立川市曙町二丁目36番2号	生命保険・損害保険代理業
吉田通信株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町5番地14	機械器具小売業
旭化成ホームズフィナンシャル株式会社	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地	住宅専門金融業
株式会社島根銀行	島根県松江市朝日町484番地19	銀行業
JALペイメント・ポート株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	その他の補助的金融業
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	銀行業

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	銀行業
株式会社穴吹インシュアランス	香川県高松市磨屋町8番地1	生命保険媒介業
株式会社東宝ハウスフィナンシャル	東京都国分寺市本町二丁目12番2号	-
株式会社LIXIL住宅研究所	東京都品川区西品川一丁目1番1号	総合工事業
CCCライフパートナーズ株式会社	東京都渋谷区南平台町16番17号	電子マネー事業
株式会社高島屋	東京都中央区日本橋二丁目12番10号	百貨店業
株式会社おうちリンク	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	通信業
株式会社カシワバラ・アシスト	東京都港区港南一丁目2番70号	住宅専門金融業
株式会社ヤマダファイナンスサービス	群馬県高崎市栄町1番1号	住宅専門金融業
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町二丁目1番地	銀行業
株式会社保険見直し本舗	東京都新宿区新宿五丁目17番18号	生命保険・損害保険代理業
株式会社ファミリーライフサービス	東京都武蔵野市境二丁目12番13号	住宅専門金融業
株式会社優良住宅ローン	東京都中野区中野二丁目24番11号	住宅専門金融業
SBIレミット株式会社	東京都文京区大塚二丁目9番3号	資金移動業
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	機械器具小売業
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	保険業
ホームファーストファイナンス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目20番2号	住宅専門金融業
株式会社NEOBANKサービスズ	東京都港区六本木三丁目2番1号	金融事業に関する調査・開発・企画
株式会社GRI T	東京都港区六本木三丁目2番1号	その他の事業サービス業
住まいのバングル株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	-
CESバンク株式会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目7番1号	-
SBIアルヒ株式会社	東京都千代田区平河町一丁目4番3号	住宅専門金融業
野村不動産ソリューションズ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	不動産仲介業、保険代理業
株式会社みらいバンク	東京都港区芝浦四丁目12番38号	金融商品仲介業
ブロードマインド株式会社	東京都渋谷区桜丘町一丁目1番	生命保険・損害保険代理業、金融商品仲介業
株式会社京王パースポーツクラブ	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目2番2号	クレジットカード業
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	証券業
株式会社ライブドア	東京都港区東新橋一丁目9番1号	インターネット附随サービス業
Sansan株式会社	東京都渋谷区桜丘町1番1号	情報サービス業
株式会社ゆたかパートナーズ	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	-
SBI FXトレード株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	金融商品取引業
中部電力マイライズ株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	電気業
高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都中央区日本橋二丁目12番10号	クレジットカード業
LAVIE住宅ローン株式会社	熊本県熊本市南区江越一丁目19番10号	-
インテグラルモーゲージバンク株式会社	神奈川県相模原市南区相模大野三丁目17番21号	-
株式会社JOファイナンスサービス	大阪府大阪市中央区平野町三丁目3番5号	貸金業、生命保険・損害保険代理業
セム・ローン&ファイナンス株式会社	三重県四日市市ときわ五丁目4番29号	貸金業、生命保険・損害保険代理業
家づくりバンク株式会社	神奈川県横浜市西区南幸二丁目19番4号	-

④銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

三井住友信託銀行株式会社

□ 子会社

①デジタルバンク事業

会社名	主要な営業所	所在地
株式会社優良住宅ローン	本社	東京都中野区

②BaaS事業

会社名	主要な営業所	所在地
Dayta Consulting 株式会社	本社	東京都港区
株式会社NEOBANKサービス	本社	東京都港区
株式会社NEOBANKテクノロジーズ	本社	東京都港区
プロフィットキューブ株式会社	本社	東京都港区

③THEMIX事業

会社名	主要な営業所	所在地
株式会社テミクス・データ	本社	東京都港区
株式会社テミクス・グリーン	本社	東京都港区

5 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

会社名	金額
住信SBIネット銀行 株式会社	11,410

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。
3. 当社グループは、内部管理上、資産をセグメント毎に配分していないため、会社ごとの設備投資の総額を記載しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
住信SBIネット銀行 株式会社	ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	9,889

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。
3. 当社グループは、内部管理上、資産をセグメント毎に配分していないため、会社ごとの重要な設備の新設等の金額を記載しております。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
Dayta Consulting株式会社	東京都港区	AI審査サービス等の金融関連業務	50百万円	100.00%	子会社
株式会社優良住宅ローン	東京都中野区	貸金業務	200百万円	100.00%	子会社 注4
株式会社テミクス・データ	東京都港区	広告・データマーケティング業務	450百万円	100.00%	子会社
株式会社NEOBANKサービス	東京都港区	銀行代理業に係る業務	35百万円	100.00%	子会社
株式会社テミクス・グリーン	東京都港区	林業・林政DXビジネスおよびカーボンクレジット支援に係る業務	150百万円	100.00%	子会社
株式会社NEOBANKテクノロジーズ	東京都港区	セキュリティソリューション提供等の金融関連業務等	100百万円	100.00%	子会社 注6
プロフィットキューブ株式会社	東京都港区	金融機関向け経営支援システムの開発・販売・保守	30百万円	100.00%	子会社 注7
JALペイメント・ポート株式会社	東京都品川区	プリペイドカード業務	390百万円	15.06%	関連法人等
株式会社マプリィ	兵庫県丹波市	GISアプリケーションの開発業務	306百万円	44.09%	関連法人等

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当連結会計年度末において、連結対象子会社は上記の重要な子会社等の7社であり、持分法適用会社は2社であります。
4. 当連結会計年度において、株式会社優良住宅ローンは、2025年3月21日付でフラット35関連事業に関する契約上の地位及び貸付債権等をSBIアルヒ株式会社に譲渡いたしました。
5. 当連結会計年度において、従来、連結対象子会社であったネットムーブ株式会社の全株式を売却したため、当連結会計年度より連結対象子会社から除外しております。
6. 株式会社NEOBANKテクノロジーズは、新規設立のため当連結会計年度より連結対象子会社となりました。
7. プロフィットキューブ株式会社は、株式取得のため当連結会計年度より連結対象子会社となりました。

7 事業譲渡等の状況

当社は、2024年9月30日の取締役会で、従来、連結対象子会社であったネットムーブ株式会社の会社分割を実施し、同社のペイメント事業を除くソリューション事業及びイノベーション事業を、新設分割の方法により、新設会社（株式会社NEOBANKテクノロジーズ）に承継させた上で、分割会社であるネットムーブ株式会社の全株式を株式会社U-NEXT HOLDINGSに譲渡することを決議しました。これに併せて、当社はアクワイアリング事業を、吸収分割の方法により、株式会社U-NEXT HOLDINGSの子会社となったネットムーブ株式会社（現：株式会社USEN FinTech）に譲渡することを決議しました。なお、本吸収分割の効力発生予定日は2025年8月1日です。

当社の連結対象子会社である株式会社優良住宅ローンは、2025年3月21日付で、株式会社優良住宅ローンを事業分離元会社、SBIアルヒ株式会社を事業分離先会社とする事業分離を実施し、フラット35関連事業に関する契約上の地位及び貸付債権等をSBIアルヒ株式会社に譲渡しました。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年4月30日付で、本店所在地を「東京都港区六本木一丁目6番1号」から「東京都港区六本木三丁目2番1号」へ移転しました。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松本 安永	代表取締役会長		
円山 法昭	代表取締役社長	株式会社テミクス・データ 取締役 株式会社テミクス・グリーン 取締役 株式会社マプリィ 社外取締役 Green Carbon株式会社 取締役（非常勤）	
横井 智一	取締役兼副社長執行役員 コーポレート本部長	Dayta Consulting株式会社 取締役 プロフィットキューブ株式会社 取締役	注1
岡澤 亮太	取締役兼常務執行役員 リスク統括本部長		
米山 学朋	取締役（社外役員）	三井住友トラストグループ株式会社 執行役常務兼執行役員CISO 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員 Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited 取締役 株式会社証券保管振替機構 社外取締役 株式会社日本カストディ銀行 社外取締役	注2、8
木村 紀義	取締役	SBIホールディングス株式会社 地銀価値向上推進室 テクニカル・アドバイザー SBIホールディングス株式会社 専務執行役員グループCTO SBI地方創生バンキングシステム株式会社 CTO SBIネオバンキングシステム株式会社 代表取締役 株式会社ディーカレットホールディングス 取締役 株式会社ディーカレットDCP 取締役	注3
町田 行人	取締役（社外役員）	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士	注2、7
八田 斎	取締役（社外役員）		注2、7
武田 知久	取締役（社外役員）	武田知久法律事務所 弁護士	注2、7
森山 保	取締役（社外役員）	マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社 代表取締役社長 株式会社LogProstyle 社外取締役 一般社団法人M&Aファイナンシャルアドバイザー協会 代表理事	注2、7
藤田 俊晴	常勤監査役（社外役員）		注4
江野 史人	常勤監査役（社外役員）		注4
日高 真理子	監査役（社外役員）	日高公認会計士事務所 所長 東ソー株式会社 社外取締役 極東貿易株式会社 社外取締役（監査等委員）	注4、5、7
岩下 直行	監査役（社外役員）	京都大学公共政策大学院 教授 金融庁 参与 金融庁金融審議会 委員 株式会社いよいざんホールディングス アドバイザリーボード・メンバー／顧問 ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役（非常勤）	注4、7

- (注) 1. 取締役兼副社長執行役員横井智一氏は、2025年4月1日付で株式会社NEOBANKテクノロジーズ及びプロフィットキューブ株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
2. 取締役のうち米山学朋、町田行人、八田斎、武田知久及び森山保の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役のうち木村紀義氏は、非常勤取締役であります。
4. 監査役は、すべて会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。社外監査役の石崎敏郎氏は、2024年6月18日開催の第17期当社定期株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
5. 監査役日高真理子氏は、公認会計士であり、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、2025年3月31日時点では、直海知之、佐高一光、内河直也、相川真一、唐澤利行、寺田隆宏、前田洋海、酒井剛士、井上知子及び半田英二の各氏が就任しております（取締役を兼務している執行役員を除く）。
7. 当社は、社外取締役町田行人、八田斎、武田知久及び森山保の各氏並びに社外監査役日高真理子及び岩下直行の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 取締役米山学朋氏は、2025年4月1日付で三井住友トラストグループ株式会社執行役専務兼執行役員CISO、三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員、Trust Base株式会社取締役に就任いたしました。

2 会社役員に対する報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。

取締役の報酬は、2023年6月20日開催の第16期定時株主総会において、金銭報酬及び譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額350百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議されております。同総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役6名）です。なお、定款に定める取締役の員数は12名以内であります。2025年6月の任期までの取締役の個人別の報酬等は、2024年6月18日の取締役会において、指名・報酬委員会からの答申をふまえ、決定しています。また、取締役会は、取締役の個人別の報酬は当該取締役会に先立って指名・報酬委員会において検討されており、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は以下の方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、2023年6月20日開催の第16期定時株主総会において年額70百万円以内（支給対象は監査役4名）と決議されております。同総会終結時点の監査役の員数は4名です。各監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとなっており、報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により各監査役への支給額を決定しております。

②役員報酬の基本方針

当社は、2023年6月20日の取締役会で「役員報酬の基本方針」を決議し、定めておりましたが、2024年7月29日の取締役会で、同方針を改定する旨を決議し、以下のとおり改定しております。なお、同方針を改定する旨の決議に際しては、委員長を独立社外取締役、委員の過半を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえております。

(役員報酬の基本方針)

当社は、役員報酬について、以下の考えに基づき決定します。

(原則)

企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度とすること

業務執行および監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること

客觀性・透明性あるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

【取締役報酬の決定方針】

(各報酬の決定方針)

固定報酬（金銭）

- ・取締役が果たすべき役割に応じて、監督給と執行給に区分して支給する
- ・監督給は取締役の監督業務にかかる報酬とし、監督業務の責任負担に応じた固定額を設定する
- ・執行給は各取締役の業務執行にかかる報酬とし、各事業年度の業績水準等を踏まえたうえで、各取締役の業務執行への貢献度、責任度などを勘案し、役位職責に応じた固定額を設定する
- ・固定報酬（金銭）は、各取締役の職責に応じて、固定報酬（株式）に振り替えることがある

固定報酬（株式）

- ・固定報酬（株式）は譲渡制限付株式報酬制度とし、取締役（社外取締役を除く）に対し、退任時までの譲渡制限期間が設定された当社の普通株式を取得するための金銭報酬債権を付与するものであり、固定報酬（株式）を含めた取締役報酬額の上限は年350百万円以内で、付与する株式の上限は年13.8万株以内とする
- ・固定報酬（株式）として支給する取締役個人別の金銭報酬債権額は、取締役の職責役位に応じて決定する

役員賞与

- ・役員賞与は、取締役会の決議により業績目標を設定のうえ、目標を達成した場合に、取締役（社外取締役を除く）に対して、固定報酬（金銭）と固定報酬（株式）の合計額に取締役会の定める一定の割合を乗じた金額を支給する

報酬の割合の決定に関する方針

- ・固定報酬（金銭）と固定報酬（株式）の割合は、取締役の職責役位に応じて決定する
- ・役員賞与の割合は、企業価値向上に向けたインセンティブとして適切に機能するよう取締役会の決議によって決定する割合とする

報酬を与える時期の決定に関する方針

- ・固定報酬（金銭）は毎月、役員賞与および固定報酬（株式）は原則として毎年支給する
- ・取締役の個人別の報酬の内容についての決定の方法（上記の内容を除く）
- ・取締役の報酬の具体的な支給額は、委員長を独立社外取締役、委員の過半を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問のうえ、その答申を踏まえて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において取締役会の決議により決定する

③当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬	固定報酬としての 非金銭報酬	その他
取締役	10名	221	144	—	77	—
監査役	5名	50	50	—	—	—
計	15名	271	194	—	77	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 対象役員の報酬等は固定報酬のみであり、業績連動報酬に該当する報酬はありません。
 3. 当社には、役員退職慰労金制度はありません。
 4. 上記の支給人数には、2024年6月18日開催の第17期当社定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び辞任した監査役1名を含んでおります。
 5. 期末現在の人員数は取締役10名、監査役4名であり、その内無報酬の取締役が2名存在しております。

3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
米山学朋	
木村紀義	
町田行人	
八田斎	
武田知久	
森山保	
藤田俊晴	
江野史人	
曰高真理子	
岩下直行	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、免責するものとする。

4 補償契約

該当ありません。

5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、監査役及び執行役員	当社は左記を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。
当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員	ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。

3. 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
米山 学朋	三井住友トラストグループ株式会社 執行役常務兼執行役員CISO 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員 Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited 取締役 株式会社証券保管振替機構 社外取締役 株式会社日本カストディ銀行 社外取締役
町田 行人	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
八田 斎	
武田 知久	武田知久法律事務所 弁護士
森山 保	マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社 代表取締役社長 株式会社LogProstyle 社外取締役 一般社団法人M&Aファイナンシャルアドバイザー協会 代表理事
藤田 俊晴	
江野史人	
曰高 真理子	曰高公認会計士事務所 所長 東ソー株式会社 社外取締役 極東貿易株式会社 社外取締役（監査等委員）
岩下直行	京都大学公共政策大学院 教授 金融庁 参与 金融庁金融審議会 委員 株式会社いよぎんホールディングス アドバイザリーボード・メンバー／顧問 ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役（非常勤）

- (注) 1. 社外取締役の米山学朋氏は、2025年3月31日時点で当社の主要株主である筆頭株主の三井住友信託銀行株式会社の取締役常務執行役員及び当該主要株主である筆頭株主の完全親会社である三井住友トラストグループ株式会社の執行役常務兼執行役員CISOであり、同氏は、2025年4月1日付で三井住友信託銀行株式会社の取締役専務執行役員に就任し、三井住友トラストグループ株式会社の執行役専務兼執行役員CISOに就任いたしました。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
2. 社外監査役の藤田俊晴及び江野史人の両氏は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
3. 社外監査役の石崎敏郎氏は、2024年6月18日開催の第17期当社定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
4. 上記のほか社外役員の兼職先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	指名・報酬委員会委員	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
米山 学朋	4年		取締役会24回中24回出席	銀行ビジネスにおける幅広い経験・実績を踏まえて、金融及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
町田 行人	4年3か月	委員長	取締役会26回中26回出席	金融関連法を専門とする弁護士（国内・ニューヨーク）で、金融庁への出向経験を有する法律専門家としての幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
八田 斎	4年3か月	委員	取締役会26回中25回出席	金融庁での経験など金融行政に関する豊富な経験や知見を有するとともに、ライフネット生命保険株式会社でコンプライアンス担当役員等を務めた経験に基づき、コンプライアンスリスク管理、業務執行全般に関して、適宜必要な発言を行っております。
武田 知久	4年3か月	委員	取締役会26回中26回出席	日本銀行におけるシステムの開発・運行や経営計画の策定、予算・決算、人事など内部管理の豊富な経験や知見等に基づき、当社のIT・システム領域を中心とした業務執行全般に関して、適宜必要な発言を行っております。
森山 保	4年3か月	委員	取締役会26回中26回出席	公認会計士（日本・米国）として豊富な経験・見識を有し、金融機関における企業再編への関与実績を踏まえ、財務及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
藤田 俊晴	10年9か月		取締役会26回中26回出席 監査役会13回中13回出席	当社の主要株主である筆頭株主のSBIホールディングス株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。
江野 史人	9か月		取締役会21回中21回出席 監査役会10回中10回出席	当社の主要株主である筆頭株主の三井住友信託銀行株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。
日高 真理子	4年3か月		取締役会26回中26回出席 監査役会13回中13回出席	EY新日本有限責任監査法人の元シニアパートナーで、会計、監査、企業経営支援等の豊富な経験と実績を有しています。また、監査法人で女性活躍推進の委員を務めるなどダイバーシティに関する豊富な知識や経験も有しています。会計の視点に加え、財務に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
岩下 直行	4年3か月		取締役会26回中26回出席 監査役会13回中13回出席	日本銀行での長年にわたる金融情報技術にかかる研究に基づく金融とテクノロジー両面の経験・見識を踏まえ、金融とテクノロジーに関する適宜必要な発言を行っております。

(注) 1. 社外取締役の米山学朋氏は、特別利害関係取締役に該当することから議事及び議決に加わることができない取締役会があるため、取締役会の開催回数につき他の取締役と異なる回数としております。

2. 江野史人氏は、2024年6月18日開催の第17期当社定時株主総会で選任された社外監査役であるため、就任後に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計 9名	107	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の支給人数には2024年6月18日開催の第17期当社定時株主総会の終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。

3. 当期に在任していた社外取締役のうち、2024年6月18日開催の第17期当社定時株主総会の終結の時をもって退任した無報酬の社外取締役が1名存在しております。

4. 期末現在の社外役員数は取締役5人、監査役4人であります。なお、無報酬の社外取締役が1名存在しております。

4 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当社の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数	600,000,000株
発行済株式の総数	150,779,696株

(注) 発行済株式の総数は、自己株式14,104株を控除して算出しております。

2 当年度末株主数 54,183名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	51,552千株	34.19%
S B I ホールディングス株式会社	51,552千株	34.19%
日本証券金融株式会社	5,562千株	3.69%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	3,870千株	2.57%
片山 晃	1,560千株	1.03%
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	1,399千株	0.93%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,199千株	0.80%
MORGAN STANLEY & CO.LLC	1,119千株	0.74%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	802千株	0.53%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	778千株	0.52%

(注) 1. 株式数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式14,104株を控除して算出しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

4 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	29,305株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

5 その他株式に関する重要な事項

【自己株式の取得について】

取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対する譲渡制限付株式報酬として交付する自己株式に充当するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2024年5月10日取締役会決議に基づき、2024年5月13日に、東京証券取引所における市場買付の方法で、47,800株（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合0.03%）の自己株式を総額119,909,900円で取得しました。

【取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分について】

当事業年度中に実施した取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度として、自己株式処分を行いました。概要は次のとおりです。

自己株式の処分目的	2023年6月20日開催の第16期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、350百万円以内の金銭債権を支給し、年13.8万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当てを受けた日より、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任（退任と同時に取締役又は執行役員に再任し、又は、就任する場合を除く。以下同じ。）した直後の時点（当該時点が、対象取締役が当社普通株式の割当てを受けた日の属する事業年度経過後3か月経過する以前の場合にあっては、対象取締役が当社普通株式の割当てを受けた日の属する事業年度経過後3か月を経過した日）までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。 上記に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分、併せて実施した取締役を兼務しない執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分を実施しました。
処分期日	2024年7月3日
自己株式交付対象者	取締役（社外取締役を除く。） 4名 29,305株 取締役を兼務しない執行役員 10名 13,602株
処分株式数	42,907株
譲渡制限期間	2024年7月3日から当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任（退任と同時に取締役又は執行役員に再任し、又は、就任する場合を除く。）した直後の時点又は2025年7月1日のいずれか遅い時点までの間

5. 当社の新株予約権等に関する事項

1 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当ありません。

2 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あづさ監査法人 業務執行社員 指定有限責任社員 森本 洋平 業務執行社員 指定有限責任社員 須田 峻輔	65	<p>①監査役会は、会計監査人の過去の報酬実績との比較、監査契約書案及び見積書等を調査し、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。</p> <p>②当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるバーゼルⅢオペレーション・リスク新計測手法導入支援等を委託し、対価を支払っております。</p>

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記を含む）は81百万円であります。

2 責任限定契約

該当ありません。

3 補償契約

該当ありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認める場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告致します。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由が発生した場合及び会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、当社監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及びその運用状況

当社は、健全な内部統制システムにより、業務執行を行うことが重要であると認識しております。適切な経営管理のもと、業務の健全性及び適切性並びに健全な内部統制システムを確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客の保護及び利便性の向上の徹底並びに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた方針を以下のとおり定めております。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる経営理念及びコンプライアンス方針を定める。
- ② 取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための態勢を整備する。
- ③ 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 業務執行に係るリスクとして、以下 i～x のリスク（カテゴリー）を認識する。

- | | |
|-----------------|--|
| i 信用リスク | : 信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク |
| ii 市場リスク | : 金利・為替等の市場リスクカテゴリーに属するリスクファクター（リスクの個別要因）、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債（オフバランスを含む）のポジションの価値、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク |
| iii 流動性リスク | : 運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になるリスク、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク） |
| iv オペレーションリスク | : 内部プロセス・人の行動・人材の配置・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象により損失を被るリスク（以下の v～x のリスクを含む） |
| v 事務リスク | : 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク |
| vi 情報セキュリティリスク | : 情報管理（顧客情報管理を含む）、システム障害（ソフトウェア、ハードウェア、インフラ、運営等に起因するものを含む）、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスクをいう。いわゆる、システムリスク（コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等により、当社が損失を被るリスク、さらに「サイバーセキュリティインシデント」を含めコンピュータが不正に使用されることにより、当社が損失を被るリスク）を含む |
| vii コンプライアンスリスク | : 内外の法令・規制・社会規範、適切な実務基準の遵守を怠ったため法律上又は規制上の処罰、金銭的損失あるいは評判上の損失を被るリスクをいい、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなることにより損失を被るリスク（リーガルリスク）を含む |
| viii 人的リスク | : 人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク |
| ix イベントリスク | : 自然災害・戦争・犯罪・伝染病等、非常事態の発生により損失（有形固定資産等も含む）を被るリスク |

- x 風評リスク : マスコミ報道、風評・風説等により当社及び子会社等の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク
- ② 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針及びそれらを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせてリスク管理方針という）を定める。
 - ③ 取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。
 - ④ 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。
 - ⑤ 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、効率的な経営資源の配分及び必要に応じて各リスクカテゴリーへのリスク量配分（資本配分）を行う。
 - ② 取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。
 - ③ 取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、並びに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。
 - ④ 取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
 - ⑤ 取締役会は、原則1月に1回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。
 - ⑥ 取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として、取締役会が選任する取締役等により構成される経営会議を設置するほか、取締役会の決議により、必要に応じて提言機関として各委員会を設置させる。
 - ⑦ 取締役会は、取締役及び取締役会で選任された執行役員の中から各部署の担当役員を指定して、業務執行を行わせることにより、各部署の責任を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規定に定め、明確化する。
 - ⑧ 取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャーの担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役会は、役職員等の行動規範となる経営理念、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
 - ② 取締役会は、コンプライアンスに関する検討を行うコンプライアンス・オペレーションリスク管理委員会を設置し、リスク統括部の担当役員が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
 - ③ 取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備及び研修を行う。また、全部署にコンプライアンス・リスク管理責任者を配置し、各部署でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
 - ④ 取締役会は、内部通報の調査態勢及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス統括部署から取締役会に報告する。
 - ⑤ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ⑥ 取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、子会社の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理するため、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置をとる。
- ② 取締役会は、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社との間で、業務運営に関する報告及び指導等の態勢を整備する。
- ③ 取締役会は、子会社について総合的に把握・管理する部署に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社取締役に就任し、子会社の経営へ参画し、指導する。
- ④ 経営企画部及び所管部は、子会社の実態把握及び指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各部が指導等を行う。経営企画部及び所管部は、取締役会及び経営会議に対し、子会社の概況を定期的に報告する。
- ⑤ 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて、子会社に対して内部監査を実施し、子会社及び当社の取締役会に対し、監査結果を適時適切に報告する。
- ⑥ 取締役会は、事業親会社等とのリスク遮断を確実に行わせるための態勢を整備する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、監査役を補助すべき使用人を置く。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置いた場合、使用人はその補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規程に定める報告事項に加え、以下 i ~ iii の報告を監査役に対して行う。
 - i 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。
 - ii コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。
 - iii 定期的に又は監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。
- ② 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、内部監査の結果を監査役に対して報告する。
- ③ 監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員及び使用人は協力する。
- ② 会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるよう以下 i ~ v の体制を構築する。
 - i 会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。
 - ii 会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。
 - iii 会計監査人の報酬の適否については、監査役の事前承認を要することとする。
 - iv 会計監査人は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。
 - v その他、取締役、執行役員及び使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。
- ③ 代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- ④ 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- ⑤ 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
- ⑥ 監査役が、その職務の執行に伴い生じた費用等についての請求を行った場合には、担当部署において審議の上、当社が必要でないことを証明した場合を除き、これを支払う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき、具体的な取組みを行うとともに、事業の状況及び法令改正等の外部環境をふまえ、リスク管理及びコンプライアンス上の重要課題を抽出のうえ、取締役会において報告し、議論を行っています。それらの重点課題は、定期的にその時点の状況をふまえて内容を見直しています。更に、リスク管理計画の進捗・達成状況、コンプライアンス態勢の状況、内部監査計画の進捗・達成状況等についても、定期的に取締役会に報告しています。

また、当社の監査役は、代表取締役を含む業務執行取締役や各部署との情報交換を行う他、経営会議・審議会・コンプライアンス・オペレーションリスク管理委員会等の重要な会議にも出席する等の方法により、上記体制についての監査を行い、定期的に取締役会へ報告しています。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

連結貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額	
(資産の部)			(負債の部)	
現金預け金	1,494,507	預金	9,814,163	
コールローン及び買入手形	6,500	債券貸借取引受入担保金	153,367	
買入金銭債権	189,859	借用金	1,000,000	
有価証券	701,730	外国為替	4,955	
貸出金	8,676,084	その他負債	92,723	
外国為替	10,142	賞与引当金	862	
その他資産	114,804	退職給付に係る負債	59	
有形固定資産	4,234	ポイント引当金	845	
建物	1,559	睡眠預金払戻損失引当金	59	
建設仮勘定	1	負債の部合計	11,067,037	
その他の有形固定資産	2,673	(純資産の部)		
無形固定資産	29,326	資本金	31,000	
ソフトウェア	24,944	資本剰余金	13,648	
ソフトウェア仮勘定	3,970	利益剰余金	147,843	
のれん	406	自己株式	△20	
その他の無形固定資産	5	株主資本合計	192,471	
退職給付に係る資産	56	その他有価証券評価差額金	△26,711	
繰延税金資産	13,151	繰延ヘッジ損益	4,161	
貸倒引当金	△3,438	その他の包括利益累計額合計	△22,550	
資産の部合計	11,236,958	純資産の部合計	169,921	
		負債及び純資産の部合計	11,236,958	

連結損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	146,521
資金運用収益	73,005
貸出金利息	54,177
有価証券利息配当金	13,615
コールローン利息及び買入手形利息	0
預け金利息	3,906
その他の受入利息	1,306
役務取引等収益	64,726
その他業務収益	8,332
その他経常収益	456
その他の経常収益	456
経常費用	108,331
資金調達費用	20,848
預金利息	21,236
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
債券貸借取引支払利息	341
借用金利息	△735
その他の支払利息	5
役務取引等費用	45,022
その他業務費用	848
営業経費	40,677
その他経常費用	934
貸倒引当金繰入額	697
その他の経常費用	237
経常利益	38,189
特別利益	3,679
金融商品取引責任準備金取崩額	9
事業譲渡益	883
子会社株式売却益	2,779
持分変動利益	6
特別損失	94
固定資産処分損	14
減損損失	60
事業譲渡損	9
その他の特別損失	10
税金等調整前当期純利益	41,774
法人税、住民税及び事業税	15,307
法人税等調整額	△1,660
法人税等合計	13,647
当期純利益	28,127
親会社株主に帰属する当期純利益	28,127

連結株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,000	13,633	122,430	△2	167,061
当期変動額					
剩余金の配当			△2,714		△2,714
親会社株主に帰属する当期純利益			28,127		28,127
自己株式の取得				△120	△120
自己株式の処分		14		102	117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	14	25,412	△17	25,409
当期末残高	31,000	13,648	147,843	△20	192,471

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△15,614	161	△15,452	151,608
当期変動額				
剩余金の配当				△2,714
親会社株主に帰属する当期純利益				28,127
自己株式の取得				△120
自己株式の処分				117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,097	4,000	△7,097	△7,097
当期変動額合計	△11,097	4,000	△7,097	18,312
当期末残高	△26,711	4,161	△22,550	169,921

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社
連結される子会社及び子法人等の名称
Dayta Consulting 株式会社
株式会社優良住宅ローン
株式会社テミクス・データ
株式会社NEOBANK サービシーズ
株式会社テミクス・グリーン
株式会社NEOBANK テクノロジーズ
プロフィットキューブ株式会社
(連結の範囲の変更)
株式会社NEOBANK テクノロジーズは、新規設立のため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
従来、連結される子会社であったネットムーブ株式会社は、株式売却のため当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
プロフィットキューブ株式会社は、株式取得のため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等 2社
関連法人等の名称
JALペイメント・ポート株式会社
株式会社マプリィ
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社並びに連結される子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～38年
その他の	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結される子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引については、特例処理によっております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

11. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

当社グループにおける貸出金の残高は8,676,084百万円と多額であり、中でも当社の住宅ローンの残高は7,986,759百万円と総資産11,236,958百万円の71%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローン債権に係る貸倒引当金は3,093百万円（一般貸倒引当金2,440百万円、個別貸倒引当金653百万円）であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「4. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、物価や金利等の経済状況を踏まえ、景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記(2)の仮定は不確実であり、経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

1. 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリース取引について資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

2. 適用予定期

2028年3月期の期首より適用予定期であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時点において評価中であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 1,402百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,015百万円
危険債権額	855百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	511百万円
合計額	4,382百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	265,271百万円
貸出金	2,399,421百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	153,367百万円
借用金	1,000,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,276百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金1,288百万円、金融商品等差入担保金32,891百万円及び保証金7,816百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は264,515百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 2,134百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益155百万円を含んでおります。
2. 「その他の特別損失」は、リース中途解約清算金等であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,793	—	—	150,793	
合計	150,793	—	—	150,793	
自己株式					
普通株式	1	55	42	14	注1, 2
合計	1	55	42	14	

(注) 1 自己株式数の増加55千株は、2024年5月10日の取締役会決議による自己株式の取得47千株及び譲渡制限付株式の無償取得7千株、単元未満株式の買取請求による取得0千株であります。

2 自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月18日 定時株主総会	普通株式	1,357百万円	9円00銭	2024年3月31日	2024年6月19日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	1,357百万円	9円00銭	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,507百万円	利益剰余金	10円00銭	2025年3月31日	2025年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、インターネット専業銀行として市場性・リアルタイム性を重視した円・外貨預金、非対面を中心とする住宅ローンやカードローン等、様々な商品・サービスを簡単かつスピーディな手続で提供するとともに、有価証券等への投資を行っております。これらの事業を通じて、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有するため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（以下、「ALM」という。）を行っております。また、ALMの一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であり、顧客・発行体等の契約不履行によってもたらされる信用リスク等に晒されております。

貸出金は、主として住宅ローンであり、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主として国債、地方債、社債等の債券であり、保有目的はその他有価証券に区分されます。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されており、予想を超える大きな市場変動、金利変動が生じた場合は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、有価証券には、比較的流動性に乏しい外国債券が含まれています。

デリバティブ取引は、顧客取引のカバー取引として行っている為替予約取引、通貨オプション取引及び金利オプション取引等があります。またALMの一環として、資産・負債に係る金利の変動リスクに対するヘッジ手段として金利スワップ取引を用い、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する管理諸規定に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定及び問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は各事業部及び審査部署により行われ、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社グループは、ALMにより金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する管理諸規定において、リスク管理方法及び手続き等の詳細を明記しており、取締役会において決定されたALMに関する方針に基づき、取引執行部署が有価証券並びに通貨関連及び金利関連のデリバティブ取引を行っております。

これらの取引を含めた金融資産及び負債の金利及び期間分布の状況は、リスク管理部署が日次で総合的に把握し、市場リスク量（バリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。））分析、ギャップ分析及び金利感応度分析等により、規定の遵守状況等のモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに外国為替取引によるカバー取引を行っております。為替の変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関するリスクの管理は、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスクに関する管理諸規定に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクとは「金利、株価、為替の変動により、資産や負債の価値が変動し損失を被るリスク」であり、その管理にはVaR（損失額の推計値）を用いております。VaR算定にあたっては、分散共分散法（保有期間21日、信頼区間99%、観測期間1年（260営業日））を採用しております。

当連結会計年度末現在で当社グループのVaRは、全体で10,732百万円であります。

なお、当社グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通じて、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外國為替（資産・負債）並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権（*1）	189,770	189,782	12
(2) 有価証券 その他有価証券	699,171	699,171	—
(3) 貸出金 貸倒引当金（*1）	8,676,084 △3,351	8,653,082	△19,650
資産計	9,561,675	9,542,037	△19,638
(1) 預金	9,814,163	9,813,232	△930
(2) 借用金（*3）	1,000,000	997,269	△2,730
負債計	10,814,163	10,810,502	△3,660
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(776)	(776)	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	6,004	6,004	—
デリバティブ取引計	5,228	5,228	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等（*1）	2,185
組合出資金（*2）	373

（*1）市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権（*1）	—	56,763	—	56,763
有価証券				
その他有価証券	393,250	305,921	—	699,171
国債・地方債等	307,448	14,266	—	321,715
社債	—	60,593	—	60,593
その他	85,802	231,061	—	316,863
デリバティブ取引				
金利関連取引	—	25,727	—	25,727
通貨関連取引	—	48	—	48
資産計	393,250	388,460	—	781,710
デリバティブ取引				
金利関連取引（*2）	—	19,812	—	19,812
通貨関連取引	—	735	—	735
負債計	—	20,547	—	20,547

(*1) 買入金銭債権は、その他有価証券と同様に会計処理している証券化商品等56,763百万円となります。

(*2) ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	133,019	133,019
貸出金	—	—	8,653,082	8,653,082
資産計	—	—	8,786,102	8,786,102
預金	—	9,813,232	—	9,813,232
借用金（*）	—	997,269	—	997,269
負債計	—	10,810,502	—	10,810,502

(*) ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品等については、取引金融機関から提示された価格によっており、入手された価格に使用されたインプットに基づきレベル2に分類しております。

その他の取引につきましては、原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、レベル3に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。なお、短期社債は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

それ以外の有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としておりますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

預金のうち、要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。また、ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	5,257	5,215	41
	国債	4,847	4,813	33
	地方債	410	402	8
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	109,327	108,741	585
	外国債券	104,536	103,974	561
	その他	4,791	4,766	24
	小計	114,585	113,957	627
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	377,050	409,824	△32,773
	国債	302,601	328,623	△26,021
	地方債	13,855	14,498	△642
	短期社債	13,488	13,490	△1
	社債	47,104	53,211	△6,107
	その他	264,299	271,163	△6,864
	外国債券	211,535	216,559	△5,023
	その他	52,764	54,604	△1,840
	小計	641,349	680,987	△39,637
合計		755,934	794,945	△39,010

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	16,027	34	49
国債	16,027	34	49
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	102,777	1,251	32
外国債券	98,477	1,095	3
その他	4,300	155	28
合計	118,805	1,285	82

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことにより、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は320百万円増加し、その他有価証券評価差額金は350百万円増加し、繰延ヘッジ損益は56百万円減少し、法人税等調整額は27百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(連結子会社の株式譲渡)

当社の連結される子会社であるネットムーブ株式会社にはペイメント事業・ソリューション事業・イノベーション事業の3つの事業がございます。

当社は、2024年9月30日開催の取締役会において、当社の連結される子会社であるネットムーブ株式会社のペイメント事業を除くソリューション事業並びにイノベーション事業を新設分割により新設会社（株式会社NEOBANKテクノロジーズ）に承継させた上で、分割会社であるネットムーブ株式会社の全株式を譲渡することを決議し、2024年12月2日付で全株式を譲渡いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社U-NEXT HOLDINGS

(2) 分離した子会社の名称及び事業の内容

名称：ネットムーブ株式会社

事業の内容：ペイメント事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社としては、グループ間でのシナジーを追求し、それぞれの事業の事業拡大を志向してまいりましたが、ペイメント事業に関してはグループ内でスケーリングを図るよりも事業分離・売却を行い、その他の事業に経営資源を集中させることが、最良の選択であるとの判断に至りました。

(4) 株式譲渡日

2024年12月2日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

会社分割：ネットムーブ株式会社を分割会社とし、新設会社（株式会社NEOBANKテクノロジーズ）を承継会社とする新設分割

株式譲渡：受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

2,779百万円

(2) 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産の額

資産の部合計 1,742百万円

うち現金預け金 941百万円

負債の額

負債の部合計 738百万円

うち預り金 493百万円

(3) 会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「子会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3. セグメント情報の開示において、当該子会社が含まれていた区分の名称

BaaS事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した事業に係る損益の概算額

経常収益 741百万円

経常損失 (△) △149百万円（当該金額には、のれん償却額240百万円が含まれております。）

(連結子会社の事業譲渡)

当社の連結される子会社である株式会社優良住宅ローンは、2025年3月21日付で、株式会社優良住宅ローンを事業分離元会社、SBIアルヒ株式会社を事業分離先会社とする事業分離を実施いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

SBIアルヒ株式会社

(2) 分離した事業の内容

フラット35関連事業に関する契約上の地位及び貸付債権等

(3) 事業分離を行った主な理由

フラット35の販売事業を当社へ一本化するためであります。

(4) 事業分離日

2025年3月21日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

848百万円

(2) 移転した事業に係る資産の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産の額

資産の部合計	10,567百万円
--------	-----------

うち買入金銭債権	4,443百万円
----------	----------

うち貸出金	6,123百万円
-------	----------

(3) 会計処理

移転したフラット35関連事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことによって受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を「事業譲渡益」として特別利益に計上しております。

3. セグメント情報の開示において、当該事業が含まれていた区分の名称

デジタルバンク事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した事業に係る損益の概算額

経常収益	1,516百万円
------	----------

経常利益	723百万円
------	--------

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	146,521
うち役務取引等収益	64,726
為替業務	4,338
住宅ローン業務	39,524
その他業務	20,864

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,126円95銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 186円54銭

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,491,922	預金	9,821,650
預け金	1,491,922	普通預金	7,268,181
コールローン	6,500	定期預金	2,179,920
買入金銭債権	189,859	その他の預金	373,548
有価証券	708,218	債券貸借取引受入担保金	153,367
国債	307,448	借用金	1,000,000
地方債	14,266	借入金	1,000,000
短期社債	13,488	外国為替	4,955
社債	47,104	未払外国為替	4,955
株式	8,666	その他負債	89,206
その他の証券	317,244	未決済為替借	17,668
貸出金	8,676,084	未払法人税等	9,236
証書貸付	8,554,879	未払費用	7,488
当座貸越	121,205	前受収益	106
外国為替	10,142	金融派生商品	20,547
外国他店預け	10,142	その他の負債	34,157
その他資産	113,658	賞与引当金	803
未決済為替貸	22,308	ポイント引当金	845
前払費用	3,047	睡眠預金払戻損失引当金	59
未収収益	13,140	負債の部合計	11,070,889
先物取引差入証拠金	1,288	(純資産の部)	
金融派生商品	25,775	資本金	31,000
金融商品等差入担保金	32,891	資本剰余金	13,640
その他の資産	15,206	資本準備金	13,625
有形固定資産	4,194	その他資本剰余金	14
建物	1,559	利益剰余金	145,757
建設仮勘定	1	利益準備金	6,769
その他の有形固定資産	2,634	その他利益剰余金	138,988
無形固定資産	28,458	繰越利益剰余金	138,988
ソフトウェア	24,736	自己株式	△20
ソフトウェア仮勘定	3,717	株主資本合計	190,377
その他の無形固定資産	5	その他有価証券評価差額金	△26,711
繰延税金資産	13,115	繰延ヘッジ損益	4,161
貸倒引当金	△3,438	評価・換算差額等合計	△22,550
資産の部合計	11,238,716	純資産の部合計	167,827
		負債及び純資産の部合計	11,238,716

損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	144,198
資金運用収益	74,054
貸出金利息	54,172
有価証券利息配当金	14,615
コールローン利息	0
預け金利息	3,904
金利スワップ受入利息	56
その他の受入利息	1,305
役務取引等収益	62,224
受入為替手数料	4,338
その他の役務収益	57,885
その他業務収益	7,465
外国為替売買益	4,087
国債等債券売却益	1,129
金融派生商品収益	412
その他の業務収益	1,834
その他経常収益	454
株式等売却益	155
その他の経常収益	299
経常費用	105,999
資金調達費用	20,844
預金利息	21,236
コールマネー利息	0
債券貸借取引支払利息	341
借用金利息	△735
その他の支払利息	1
役務取引等費用	44,961
支払為替手数料	3,105
その他の役務費用	41,855
その他業務費用	384
国債等債券売却損	53
その他の業務費用	330
営業経費	38,975
その他経常費用	833
貸倒引当金繰入額	687
貸出金償却	4
株式等売却損	28
金銭の信託運用損	0
その他の経常費用	111
経常利益	38,199
特別利益	2,362
金融商品取引責任準備金取崩額	9
事業譲渡益	34
子会社株式売却益	2,317
特別損失	61
固定資産処分損	10
減損損失	41
事業譲渡損	9
税引前当期純利益	40,499
法人税、住民税及び事業税	13,579
法人税等調整額	△793
法人税等合計	12,785
当期純利益	27,714

株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	31,000	13,625	—	13,625	6,226	114,531	120,757	△2	165,380
当期変動額									
剰余金の配当					542	△3,257	△2,714		△2,714
当期純利益						27,714	27,714		27,714
自己株式の取得								△120	△120
自己株式の処分			14	14				102	117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	14	14	542	24,457	24,999	△17	24,996
当期末残高	31,000	13,625	14	13,640	6,769	138,988	145,757	△20	190,377

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△15,614	161	△15,452	149,928
当期変動額				
剰余金の配当				△2,714
当期純利益				27,714
自己株式の取得				△120
自己株式の処分				117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,097	4,000	△7,097	△7,097
当期変動額合計	△11,097	4,000	△7,097	17,899
当期末残高	△26,711	4,161	△22,550	167,827

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～38年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引については、特例処理によっております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

当社における貸出金の残高は8,676,084百万円と多額であり、中でも住宅ローンの残高は7,986,759百万円と総資産11,238,716百万円の71%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローン債権に係る貸倒引当金は3,093百万円（一般貸倒引当金2,440百万円、個別貸倒引当金653百万円）であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、物価や金利等の経済状況を踏まえ、景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記（2）の仮定は不確実であり、経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 7,891百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,015百万円
危険債権額	855百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	511百万円
合計額	4,382百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	265,271百万円
貸出金	2,399,421百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	153,367百万円
借用金	1,000,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,276百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金7,816百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は264,515百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 2,102百万円

6. 関係会社に対する金銭債権総額 75,507百万円

7. 関係会社に対する金銭債務総額 21,915百万円

8. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、542百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,080百万円
役務取引等に係る収益総額	825百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	43百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	431百万円
役務取引等に係る費用総額	301百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,161百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1	55	42	14	注1, 2
合計	1	55	42	14	

(注) 1 自己株式数の増加55千株は、2024年5月10日の取締役会決議による自己株式の取得47千株及び譲渡制限付株式の無償取得7千株、単元未満株式の買取請求による取得0千株であります。

2 自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	6,621
関連法人等株式	1,269
合計	7,891

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式であります。

2. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	5,257	5,215	41
	国債	4,847	4,813	33
	地方債	410	402	8
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	109,327	108,741	585
	外国債券	104,536	103,974	561
	その他	4,791	4,766	24
	小計	114,585	113,957	627
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	377,050	409,824	△32,773
	国債	302,601	328,623	△26,021
	地方債	13,855	14,498	△642
	短期社債	13,488	13,490	△1
	社債	47,104	53,211	△6,107
	その他	264,299	271,163	△6,864
	外国債券	211,535	216,559	△5,023
	その他	52,764	54,604	△1,840
	小計	641,349	680,987	△39,637
合計		755,934	794,945	△39,010

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等（* 1）	782
組合出資金（* 2）	373

(* 1) 市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	16,027	34	49
国債	16,027	34	49
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	102,777	1,251	32
外国債券	98,477	1,095	3
その他	4,300	155	28
合計	118,805	1,285	82

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	12,492百万円
貸倒引当金	773
繰延ヘッジ損失	712
未払事業税	489
ポイント引当金	266
関係会社株式償却	254
賞与引当金	246
その他	1,139
繰延税金資産小計	16,374
評価性引当額	△254
繰延税金資産合計	16,120
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△199
繰延ヘッジ利益	△2,630
その他	△175
繰延税金負債合計	△3,004
繰延税金資産の純額	13,115百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことにより、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は320百万円増加し、その他有価証券評価差額金は350百万円増加し、繰延ヘッジ損益は56百万円減少し、法人税等調整額は27百万円減少しております。

(収益認識関係)

連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,113円06銭

1株当たりの当期純利益金額 183円80銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

住信SBIネット銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 洋 平

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須 田 峻 輔

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

住信SBIネット銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 洋 平

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須 田 峻 輔

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に直接又はオンライン形式等で出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役員等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

住信SBIネット銀行株式会社 監査役会

常勤監査役 藤田俊晴 印
常勤監査役 江野史人 印
監査役 曰高真理子 印
監査役 岩下直行 印

(注) 監査役 藤田俊晴、監査役 江野史人、監査役 曰高真理子、監査役 岩下直行は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

スマートフォンやタブレット端末から右記の「QRコード」を読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

会場 ベルサール六本木 グランドコンファレンスセンター ROOM H+I
東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階



交通
ご案内 東京メトロ六本木一丁目駅
(西改札直結)

会場には駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

六本木一丁目駅から
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
(住友不動産六本木グランドタワー) へは、
西改札のご利用が便利です。

お願い

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

（注）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022915

